

兵庫県 令和4年度6月補正予算案(保健医療部分)

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者への支援を緊急的に実施するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する必要があることから、令和4年度6月補正予算(緊急対策)を編成

I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援 1億円

原油・原材料価格高騰による影響を緩和するため、事業継続への支援を行う

II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 12.4億円

引き続き、自宅療養者への支援の拡充や4回目接種に向けたワクチン接種体制等を整備

補正予算規模

一般会計 13.4億円 (国庫 12.3億円、特定 1.1億円)

施策体系事業一覧（保健医療部）

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援	103	103	0	0	0	0	0
1 企業等の事業継続支援	103	103	0	0	0	0	0
① (新)生活衛生事業者に対する一時支援金の支給	100	100	0	0	0	0	0
② (新)生活衛生事業者に対する相談支援	3	3	0	0	0	0	0
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	1,234	50	1,073	0	111	0	0
1 医療提供体制・検査体制の充実	1,234	50	1,073	0	111	0	0
① 自宅療養者等への対応	139	0	139	0	0	0	0
② (新)ワクチン接種体制等の整備	1,095	50	934	0	111	0	0
合計(全額、一般会計)	1,337	153	1,073	0	111	0	0

【新】 ■ **生活衛生事業者**に対する支援：1億円

- ボイラー等に使用する燃油の高騰の影響が大きい業種に対し、一時支援金を支給：1億円

対象業種	支給単価
クリーニング店 (取次店除く)	5万円/店舗
一般公衆浴場事業者	10万円/店舗

- 経営上の課題に対する相談を支援：300万円
 - ・ 原材料費等上昇分の円滑な価格転嫁などに対する専門家派遣経費を支援
- 支援内容 経営コンサルタント、税理士等の専門家派遣経費
- 対象業種 理・美容業、クリーニング業、公衆浴場業 等

■ 自宅療養者等への対応：1.4億円

- 自宅療養者等相談支援センター(健康相談、医療機関案内、生活支援対応等)の充実：6,700万円
※リーダー看護師の配置、パルスオキシメーターの直接配送等による迅速化 等
- 自宅療養者等の**個別ニーズに応じて市町が独自に実施**するサービスを支援：7,200万円

■ ワクチン接種体制等の整備：11億円

- 【新】** ○ 県内大学等に対し、団体接種の実施に必要な経費を**国に上乗せ**して支援：5,000万円
 - ・補助対象 大学、短期大学、専修学校等
 - ・補助金額 上限1,000円×接種回数(同額を国からも助成)
 - ・対象経費 大規模接種会場への送迎費用 等
- **4回目接種の実施**に向けたワクチン接種体制等の整備：10.5億円

区分	3回目接種	4回目接種
対象	2回目接種から5ヶ月以上経過する18歳以上の方	3回目接種から5ヶ月以上経過した ①60歳以上の方 ②18歳以上で基礎疾患を有する方 その他重症化リスクが高いと医師が認める方
期間	R4.1.14～R4.8月	R4.6月中旬～R4.8月
会場	旧 西宮市にしきた接種会場 、 旧 姫路市文化センター	
規模	約2,000人/日	約1,000人/日

(参考資料)保健医療部 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額															
I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援		103,000															
(1) 企業等の事業継続支援		103,000															
新① 燃油価格高騰に対する生活衛生事業者への支援	ボイラー等に使用する燃油の高騰の影響が大きい業種に対し、一時支援金を支給 ○支給単価 クリーニング店(取次店除く) 5万円/店舗 一般公衆浴場事業者 10万円/店舗	100,000															
新② 生活衛生事業者に対する相談支援	原材料費等上昇分の円滑な価格転嫁などの経営上の課題に対応できるよう、専門家による相談支援を実施 ○支援内容 経営コンサル、税理士等の専門家派遣経費を支援 ○対象業種 理・美容業、クリーニング業、公衆浴場業等 ○実施主体 (公財)兵庫県生活衛生営業指導センター	3,000															
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		1,234,000															
(1) 医療提供体制・検査体制の構築		1,234,000															
① 自宅療養者等への対応		139,000															
(a) 自宅療養者等相談支援センターの取組拡充	新型コロナによる自宅療養者への対応を迅速化するため、自宅療養者等相談支援センター(R4.1月設置)の取組内容を拡充 ○実施手法 民間事業者へ委託 ○実施内容 ・健康相談業務(24時間・最大50回線に対応) リーダー看護師を新たに配置(R4.4月下旬～) ・医療機関案内業務(往診、発熱等診療・検査医療機関との調整) ・生活支援対応業務(配食等の調整) パルスオキシメーターの直接配送・回収の開始(4/27～) ・療養証明書の発行業務の実施(5/9～)	67,000															
(b) 自宅療養者・待機者に対するフォローアップ体制の強化 ※市町独自実施への支援	県が実施している食料品等の配布に加えて市町が実施するきめ細やかな支援に要する経費を助成 ○事業主体 市町 ○対象期間 R4.4月～R4.9月末まで ○対象経費 ・個別のニーズに応じた食料品等配布経費(粉ミルク、オムツ、高齢者向け食料品等の配布経費) ・県配布物到着に先駆けた迅速な食料品等配布経費	72,000															
② ワクチン接種体制等の整備		1,095,000															
新(a) 大学・専門学校等へのワクチン団体接種促進事業	学生が接種しやすい環境を整備するため、大学等が自治体と連携して実施する団体接種を支援 ○補助対象 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等 ○補助金額 1千円×学生の接種回数(別途、同額が国から大学等に補助) ○対象経費 大学・会場間の送迎費用、連絡・調整を担う職員の人件費等 ※自治体が発行している接種会場	50,000															
(b) ワクチン大規模接種の推進(4回目)	県独自の大規模接種会場において4回目のワクチン接種を実施 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3回目接種</th> <th>4回目接種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方</td> <td>3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患者を有する方等</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>R4.1.14～R4.8月</td> <td>R4.6月中旬～R4.8月</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>西宮、姫路</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>実施規模</td> <td>約2,000人/日</td> <td>約1,000人/日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	3回目接種	4回目接種	対象	2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方	3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患者を有する方等	期間	R4.1.14～R4.8月	R4.6月中旬～R4.8月	場所	西宮、姫路	同左	実施規模	約2,000人/日	約1,000人/日	464,000
区分	3回目接種	4回目接種															
対象	2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方	3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患者を有する方等															
期間	R4.1.14～R4.8月	R4.6月中旬～R4.8月															
場所	西宮、姫路	同左															
実施規模	約2,000人/日	約1,000人/日															
(c) ワクチン接種実施医療機関等への支援	4回目接種を促進するため、市町が行う集団接種会場への時間外・休日の医療従事者の派遣費用や、一定以上の個別接種を行う医療機関を支援 ○支援内容 (市町)以下の補助単価により医療従事者の派遣経費を支援 医師:7,550円/時間、看護師等:2,760円/時間 (医療機関)週100回以上の接種を4週間以上:2,000円/回を加算 週150回以上の接種を4週間以上:3,000円/回を加算	581,000															
合 計		1,337,000															

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

令和4年6月8日

健康福祉常任委員会資料

令和4年度6月補正予算(緊急対策)案

～コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応と感染拡大防止の徹底～

福 祉 部

施策体系別事業一覧（福祉部）

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫				特定	起債	一般
			地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
I 県民生活の安定化に向けた支援	657	655	28	0	627	0	0	2
① 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	354	354	0	0	354	0	0	0
② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	31	31	0	0	31	0	0	0
③ 住居確保給付金の支給	6	4	0	0	4	0	0	2
④ (新)ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給	158	158	0	0	158	0	0	0
⑤ (新)子育て世帯生活支援特別給付金の支給	20	20	0	0	20	0	0	0
⑥ (新)生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備	60	60	0	0	60	0	0	0
⑦ (新)ヤングケアラーに対する配食支援	13	13	13	0	0	0	0	0
⑧ (新)障害者施設で製作された商品等の販売促進	10	10	10	0	0	0	0	0
⑨ (新)子ども食堂に対する運営費の支援	5	5	5	0	0	0	0	0
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	439	439	439	0	0	0	0	0
1 医療提供体制・検査体制の充実	439	439	439	0	0	0	0	0
① 高齢者施設等における検査機能の充実	439	439	439	0	0	0	0	0
合計（全額、一般会計）	1,096	1,094	467	0	627	0	0	2

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある(次項以降も同様)

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者や生活者への支援を緊急的に実施するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する必要があることから、令和4年度6月補正予算(緊急対策)を編成

I 県民生活の安定化に向けた支援 6億5,700万円

物価高騰等に直面する生活困窮者・子育て世帯・ヤングケアラー等への支援を強化

II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 4億3,900万円

第6波の経験を踏まえた第7波への備えとして、検査体制の充実等の支援を強化

補正予算規模

一般会計 **10億9,600万円** (国庫 10億9,450万円、一般 150万円)

■生活困窮者等に対する支援：3億9,100万円

申請期間が**令和4年8月末まで**延長された国制度による各支援金等の予算を計上し、**生活困窮者等への切れ目のない支援**を実施

支援金等の名称	概要	拡充内容
緊急生活福祉資金 (貸付)	一時的な資金が必要な方への緊急貸付 ①緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年) ②総合支援資金 最大20万円/月(償還10年、据置1年) ※最大3カ月	①②について、申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	緊急生活福祉資金の貸付が終了し、一定の所得要件等を満たす世帯に対し、自立支援金を支給 ○単身世帯 6万円/月、2人世帯 8万円/月 等 ※最大6カ月	①について、申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで + 求職活動要件の緩和※
住居確保給付金	一定の所得要件等を満たし、休業等による収入減少により、住居を失うおそれがある方に家賃相当の給付金を支給 ○単身世帯 3万9,000円 等 ※最大12カ月+再支給3ヶ月	①について、コロナ特例再支給分の申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで + 求職活動要件の緩和※

※求職活動要件の緩和：職業相談 月2回以上→月1回 等

【新】 ■ 低所得子育て世帯等に対する支援：1億7,800万円

- 食費等の物価高騰等に直面する低所得者に対して、実情を踏まえた生活支援を実施

支援金等の名称	概 要
ひとり親世帯生活支援特別給付金	<p>低所得のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 児童扶養手当受給者等 ○支給金額 児童1人あたり5万円
子育て世帯生活支援特別給付金	<p>低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施主体 市町(国から市町への直接補助) ※県は広報活動、市町へのデータ提供 等 ○支給対象 児童手当又は特別児童扶養手当を受給かつ住民税均等割非課税世帯 等 ○支給金額 児童1人あたり5万円

※ 手当受給世帯については、プッシュ型給付により申請がなくても給付

【新】 ■ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備：6,000万円

- 県又は市において地域プラットフォームを整備し、官民連携による地域の困窮者を支援



【新】 ■ ヤングケアラーに対する配食支援：1,300万円

- **物価高騰等により支援の必要性が増大**するヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者による支援をモデル事業として実施
 - ・ 支援対象 配食支援により負担軽減が見込まれるヤングケアラーとその家族
 - ・ 支援内容 県社会福祉士会が作成する支援プランに基づく配食サービスを提供
(週1回、3か月程度)

【新】 ■ 障害者施設で製作された商品等の販売促進：1,000万円

- **原材料費の増加による工賃への影響を軽減**するため、授産商品の販売力を強化
 - ・元町駅周辺にアンテナショップを設置(R4.8月～R5.1月)
 - ・商品販売イベントの実施（道の駅・公園等10圏域）
 - ・インターネットショップ「+NUKUMORI」の送料無料化（現行：税込3,000円以上のみ）

【新】 ■ 子ども食堂に対する運営費の支援：500万円

- 物価高騰等により増加する食材費を支援
 - ・補助要件 R4.6月～R5.3月に10回以上開催(概ね月1～2回程度)
 - ・補助額 月1回開催：1万円/団体 、 月2回開催：2万円/団体

■ 高齢者施設等における検査機能の充実：4億3,900万円

- 高齢者施設等の従事者に対する公費による検査の延長(～R4.9月)：4億3,800万円

※高齢者施設等における検査回数等の見直し

- ・回数 月2回程度 → 月4回程度
- ・方法 PCR検査 → 抗原定性検査キットを施設に配布

【**ミクロン株の特性を踏まえた
頻度の見直しと検査の迅速化**】

- 【新】 ○ 高齢者施設等の**管理者や医療関係者等に対する研修**の実施：100万円
 - ・研修内容 感染症発生時の初動対応・感染制御、事例紹介等

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧 福祉部分

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
① 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	<p>一時的な資金が必要な方への緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成(申請期間の延長)</p> <p>○貸付上限額 緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年) 総合支援資金 最大20万円/月(最大3カ月) (償還10年、据置1年)</p> <p>○申請期間 [現行]～R4.6月末 [今回]～R4.8月末</p>	354,000 (全額国庫)
② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	<p>生活福祉資金(総合支援資金)の貸付が終了する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給(申請期間の延長及び求職要件の緩和)</p> <p>○支給金額 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</p> <p>○申請期間 [現行]～R4.6月末 [今回]～R4.8月末</p> <p>○支給期間 最大6カ月(初回3カ月、再支給3カ月)(※)</p> <p>※R4.8月までで初回3カ月の支給が終了する場合のみ再支給可能</p> <p>○求職要件の緩和 職業相談 月2回以上→月1回以上 企業への応募 週1回以上→月1回以上</p>	31,000 (全額国庫)
③ 住居確保給付金の支給	<p>※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施</p> <p>休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者へ家賃相当の住居確保給付金を支給(コロナ特例再支給の申請期間延長及び求職要件の緩和)</p> <p>○支給対象 離職、廃業から2年以内の者等</p> <p>○申請期間 [現行]～R4.6月末 [今回]～R4.8月末</p> <p>○支給期間 原則3カ月、最長12カ月(R3.3月末までの申請者に限る) +3カ月再支給(R4.8月末までの申請者に限る)</p> <p>○求職要件の緩和 上段②と同様</p>	6,000 (一部、国庫)
④ ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給	<p>※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施</p> <p>低所得のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <p>○支給対象 児童扶養手当受給者等</p> <p>○支給金額 児童1人あたり5万円</p>	158,000 (全額国庫)
⑤ 子育て世帯生活支援特別給付金の支給	<p>低所得のひとり親世帯(上段④)以外の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <p>○実施主体 市町(事業本体は国から市町への直接補助) ※県は広報活動、市町へのデータ提供等</p> <p>○支給対象 児童手当又は特別児童扶養手当を受給かつ住民税均等割非課税 世帯等 ○支給金額 児童1人あたり5万円</p> <p>官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、NPO法人等の活動を支援</p> <p>※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用</p> <p>○所要額 県事業：500万円 市町補助金：5,500万円(県予算を通じて交付)</p>	20,000 (全額国庫)
⑥ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備	<p>生活困窮者支援の実情・課題整理、連携体制や支援方法、就労先の開拓等の検討</p> <p>○構成員 行政、関係機関(社会福祉協議会等)、民間団体(ヤングケア関係団体、こども食堂代表者等)</p>	60,000 (全額国庫)
(a) 地域プラットフォームの設置	<p>支援ニーズの増大に対応したNPO法人等に対する活動経費を支援</p> <p>○補助率 定額</p> <p>○補助上限 50万円/団体</p>	4,500
(b) NPO法人等の活動支援		

<p>新 ⑦ ヤングケアラーに対する配食支援</p>	<p>物価高騰等により支援の必要性が増大しているヤングケアラー及びその家族に対する配食支援をモデル事業として実施 ○支援対象 配食支援により負担が軽減が見込まれるヤングケアラーとその家族 ○支援内容 支援プランに基づく配食サービスを提供 (週1回、3ヶ月程度)</p>	<p>13,000</p>
<p>新 ⑧ 障害者施設で製作された商品等の販売促進</p>	<p>原材料費の増加による工賃への影響を軽減するため、障害者施設で製作された商品の販売力を強化 ※(特非)兵庫セルブセンターに委託</p>	<p>10,000</p>
<p>(a) アンテナショップの設置</p> <p>(b) 授産商品販売イベントの開催</p> <p>(c) インターネットショップ「+NUKUMORI」の販売強化</p>	<p>県内の授産商品(菓子・雑貨等)を一括して販売するアンテナショップに設置 ○設置期間 R4.8月～R5.1月(予定) ○設置場所 元町駅周辺</p> <p>県内各地のにぎわいの場において、複数の障害福祉サービス事業所による授産商品販売イベントを開催 ○実施箇所 県内10カ所程度(道の駅、公園等)</p> <p>「+NUKUMORI」の販売強化のため購入金額を問わず配送料を無料化 ○実施期間 R4.7月～R5.3月(予定) ※現行：3,000円以上(税込)は無料</p>	<p>8,000</p> <p>1,500</p> <p>500</p>
<p>新 ⑨ 子ども食堂に対する運営費の支援</p>	<p>経済的な理由により十分に食事がとれない子どもたちを支援する子ども食堂に対し、物価高騰等により増加が見込まれる食材費等を支援 ○対象経費 食材費等 ○補助要件 R4.6月～R5.3月に10回以上開催(月1～2回程度) ○補助率 定額 ○補助額 月1回開催：1万円/団体、月2回開催：2万円/団体</p>	<p>5,000</p>

II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進

(1) 医療提供体制・検査体制の構築

<p>① 高齢者施設等における検査機能の充実</p>		
<p>高齢者施設等における検査機能の充実</p>	<p>439,000</p>	
<p>(a) 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施</p>	<p>高齢者施設等の従事者に対する検査実施期間を延長 ○実施期間 [現行]～R4.5月末 [今回]～R4.9月末 ○検査回数 [現行]月2回程度 [今回]月4回程度※ ○検査方法 [現行]PCR検査 [今回]抗原定性検査※ (検査キットの活用) ※オミクロン株の特性を踏まえた頻度の見直しと検査の迅速化 ○対象地域 県内全域(政令市・中核市除く)</p>	<p>438,000</p>
<p>新 (b) 高齢者施設等におけるコロナ対策研修の実施</p>	<p>今後の感染再拡大に備え高齢者施設等の管理者や医療関係者等に対する研修会を実施 ○実施時期 R4.6月中旬～下旬 ○対象者 施設等の管理者及び配置医師、協力医療機関の医師等 ○研修内容 感染症発生時の初動対応・感染制御方法、事例紹介等 ※オンライン配信</p>	<p>1,000</p>
<p>合 計</p>		<p>1,096,000</p>

※今回新たに実施する事業は「新」と表記